

第2章 先願

52 関連条文

意匠法

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

52.1 意匠法第9条の規定

意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものである。したがって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではない。

意匠法第9条の規定はそのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があつたときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができることを明らかにしている。

52.1.1 同一又は類似の意匠についてされた意匠登録出願

本条の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士、又は部分意匠の意匠登録出願同士、すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後に全体意匠の意匠登録出願がされたとき、或いは、先に全体意匠の意匠登録出願がされ、後に部分意匠の意匠登録出願がされたときは、仮にそれぞれの意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分が同一であっても、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願とは、いずれの意匠登録出願についても本条の規定

の適用については判断しない。

52.1.2 全体意匠の意匠登録出願における類否判断

全体意匠の意匠登録出願における類否判断は、意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠と全体意匠との類否判断が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.3.1「意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠と全体意匠との類否判断」を参照されたい。

なお、全体意匠の意匠登録出願において本条の規定を適用する際には、それぞれの願書の記載及び願書に添付した図面等に記載された意匠について同一又は類似であるかを判断するものであり、ある意匠が他の意匠の中に具体的に識別できる場合であっても、意匠法第3条第1項第2号の刊行物に記載された意匠（第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠」(1) 参照)において認められたように、ある意匠と他の意匠の一部について同一又は類似を判断するものではない。

52.1.3 先後願の判断において先願として扱われる意匠登録出願

以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用について初めからあったものとみなす。

- (1) 設定の登録がなされた意匠登録出願
- (2) 同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

52.1.4 先後願の判断において先願として扱われない意匠登録出願

以下の(1)から(4)のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。また、(5)に該当するものは、意匠登録出願でないものとみなす。

- (1) 放棄された意匠登録出願
- (2) 取り下げられた意匠登録出願
- (3) 却下された意匠登録出願
- (4) 拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願
- (5) 冒認出願(意匠の創作をした者でない者であって意匠登録を受ける権利を承継しない者がした意匠登録出願)

52.2 同一又は類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

同一又は類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定により、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、いず

れの場合においても、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

52.3 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願

同一の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、同条第5項の規定による協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

52.4 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第5項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、協議により選択された一の意匠登録出願人以外は原則として意匠登録を受けることができないが、同一人による意匠登録出願である場合には、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下、「本意匠」という。)及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。

52.5 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

意匠法第9条第5項の規定により、各意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。

指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定められた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をする。ただし、届出があった場合でも協議により定められた一の意匠登録出願以外の出願に出願取下げ又は出願放棄の手続が行われない場合又は複数の協議指令に対する協議の結果の届出の内容が相互に矛盾する場合は協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願人に意匠法第9条第2項後段の規定により拒絶の理由を通知する。

指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第9条第6項の

規定により、協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に同条第2項後段の規定により拒絶の理由を通知する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

意匠法第9条第5項の規定により、意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。ただし、その長官名の協議指令と同時に同条第2項後段の規定に基づく拒絶の理由を通知する。これは、同一人の場合には、協議のための時間は必要ないと認められることから、このように取扱うこととする。

指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、指定期間内に協議の結果の届出があったが協議により定めた一の意匠登録出願以外の出願が出願取下げ若しくは出願放棄されていない場合又は複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾する場合は、協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願について、先に通知した同条第2項後段の規定による拒絶の理由により拒絶をする。

52.5.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例

(1) 協議対象のいずれか一を定める届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの

双方が自らを選択した意匠としている届出

双方が協議相手の意匠を選択した意匠としている届出

(2) 協議対象の一の意匠登録出願を本意匠とし、その他をその関連意匠とする届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの
存在しない意匠を本意匠として選択する届出

本意匠の要件（同日の出願、同人の出願）を満たさない意匠登録出願の意匠を本意匠として選択する届出

関連意匠に係る意匠登録出願の意匠を本意匠として選択する届出

複数の意匠を本意匠として選択する届出

52.5.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄或いは補正の手続が行われた場合の取扱い

同一又は類似する意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願は、各意匠登録出願ごとに協議指令が通知されており、原則それぞれの意匠登録出願について協議の結果の届出が必要となる。

協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄或いは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出がないも

のとして、協議の対象となったすべての意匠登録出願について協議指令の趣旨に添った手続がなされることを待つこととなる。

指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第9条第6項の規定により、協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠或いはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正或いは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているため、協議が成立しなかったものとみなさない。